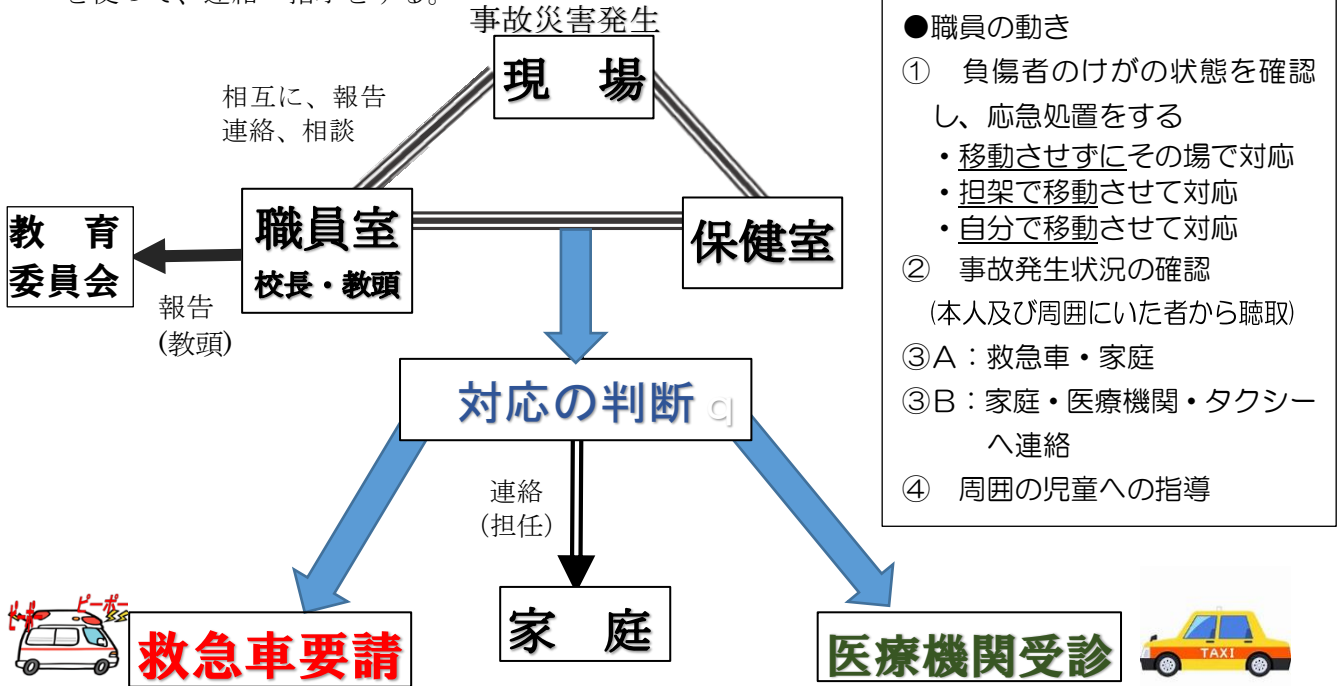


# ①児童の事故・大けがが発生時の救急体制

大原則 **首から上のけがは救急車**  
首・頭・顔・耳・歯 胸・腹・腰も要注意

◎最初に発見した教員は、その場にとどまり、周りの児童や教員を使って、連絡・指示をする。



- 発見者(児童の場合あり)から担任、保健室、職員室へ連絡(児童を使ってもよい)
- 職員の動き
  - ① 負傷者のけがの状態を確認し、応急処置をする
    - ・移動させずにその場で対応
    - ・担架で移動させて対応
    - ・自分で移動させて対応
  - ② 事故発生状況の確認(本人及び周囲にいた者から聴取)
  - ③ A: 救急車・家庭
  - ③ B: 家庭・医療機関・タクシーへ連絡
  - ④ 周囲の児童への指導

- 職員の動き
- ① 救急車要請
    - ・学校名 ・けがの症状
    - ・事故状況を簡潔に ・通報者名
  - ② 救急車案内 校門付近に立つ
    - ・校門を開ける
  - ③ 養護教諭又は担任が同乗
    - ・健康カード ・携帯電話
  - ④ 事故発生状況報告整理
    - ・教頭(養護教諭、担任、現場担当者)
  - ⑤ 同乗職員は病院へ到着したら、学校へ一報する
  - ⑥ 学校から保護者へ搬送先を連絡する
  - ⑦ 職員1名は自家用車で病院へ向かう
  - ⑧ 受診結果が出たら、再度学校へ一報する

- 職員の動き
- ① 養護教諭並びに担任より管理職に報告
  - ② 家庭への電話連絡(担任)
    - ・事故状況並びにけがの症状
    - ・医療機関名
    - ・学校又は医療機関へ来られるかの確認
    - ・保険証・子ども医療受給者証の持参依頼
  - ③ 電話連絡の結果を管理職及び養教に報告
  - ④ 医療機関へ受診依頼(養護教諭)
  - ⑤ タクシー依頼(教頭)
    - ・タクシーチケット・携帯・健康カード
  - ⑥ 職員1名が同乗し医療機関へ搬送
  - ⑦ 受診結果を学校へ一報する
    - ・保護者に引き渡す
  - ⑧ 帰校し、再度報告する